

# 日本計画行政学会

## 東北支部だより N.O. 2 5

2003. 3

### 卷頭言

#### 行政計画における「社会福祉」を明確に

埼玉大学

教授 小笠原浩一

戦後わが国の社会福祉は、1951年の社会福祉事業法においてその実施体制が定められた。同法は、とくに第5条の「経営の準則」において、公の行う「社会福祉事業」と民間の社会事業とを区分し、相互の不干渉を明確にするとともに、社会福祉事業については「公の支配」のもとに、公的責任の原則でこれを実施することとした。これが世界的にも例のない公による社会福祉の独占であり、その手段が法定社会福祉事業制度であり、措置制度および社会福祉法人制度であった。

この制度が社会福祉事業の計画的・安定的発展を促してきたことは事実であるが、3つの大きな問題をもたらすことになった。1つには、社会福祉法人が地域社会のニーズに即応した創造性あふれる事業を展開し、このことを通じて地域の法人・施設として公益的な経営に努めるという気風が育たなかった。その結果、措置制度廃止後の社会福祉法人経営論は新機軸の創造に苦慮している(『社会福祉研究』第85号参照)。2つ目は、行政計画において法定社会福祉事業の供給数量が重視される傾向を生んだ。とくに在宅福祉サービスが法定化されて以降、老人福祉法・老人保健法による計画前置の義務づけ等も手伝って、福祉サービスの計量化が進んだ。3つ目は、市民連帯による福祉的コミュニティ形成が遅れてしまった。とくに、高齢者、障害者、児童等の人間としての尊厳や自立を地域の中で育していく力に乏しいものがある。

「社会福祉」の基本は、「要援護性」の社会的解決とこれを通じた要援護者の「社会的統合」の達成にある。「要援護性」とは個人の抱える社会生活上の困難のうち、社会が、社会としての判断でこれを解決すべき状態のことである。福祉には必ずそのような「社会性」ということが伴っており、「社会福祉」とは社会形成そのものなのである。他方、人間が自立して生きることのなかには、人が個体として身体的・精神的に自立するということ(自助的自立)と、社会関係のなかで社会的存在として自立するということ(これを依存的自立)の2側面がある。介護保険サービスなどは前者の自立を目指している。ところが、人間は孤独では幸せになれない。社会的関係において豊かにする「社会的統合」ということがあってはじめて「社会福祉」たりうるのである。「社会的統合」とは、人が社会から排除された状態のない社会を形成していくことなのである。

このように考えると、「社会福祉」とは社会形成そのものである。1つの社会を観察する場合に、そこにどのような「社会福祉」が行われているかを観ればその社会の豊かさや質が判断できるし、そこに活動する行政や福祉関係者のあり方が判定できる。別の言い方をすれば、公共政策の選択にあたり、どのような価値原理が重視されているのかが分り、政策上の価値の優先順位が判断できるのである。公共政策の実施に動員可能な知的・人的・物的な資源は工夫次第で無尽蔵である。公共政策選択にあたり、財源と行政機構のみが優先的に重視されなければならないという理論的根拠はない。むしろ住民の信託のもとに、住民とパートナーシップの関係を維持しながら、民力の総合的活用による地域づくりを探求することの方が、よほど本来の地方自治に適しているように思われる。

そのような観点から地域福祉の現状を見つめると、高齢者についても、子育てについても、障害者についても、過去10年以上にわたってこれだけ福祉供給数量の水準向上に努力してきたにもかかわらず、児童虐待やいじめ、ストーリート・クライムなどが報道されない日がないくらいの現実を前に、先の社会的排除問題はむしろ深刻化していると言わざるをえない。それどころか、人々は「要援護性」ということに無関心になりつつあり、各種調査などでは、ホームレスの方々の問題は個人の問題であって社会が解決すべき問題なのか、といった意識状態さえ浮かび上がっているのである。“社会のかたち”ということをしっかりととした政治的議論において問題にする時期が来ているように思われる。

イギリスでは内閣府直属の機関として Social Exclusion Unit が置かれ、社会的排除問題の解決に産官学民の英知を結集してきている。一人ひとりが社会に夢を実現する機会を平等に持つており、労働能力あるものは仕事という社会参加の手段を通じて、そうでない人びとには地域社会の連帯の力で、みんなに社会関係の中で自己実現する機会を保障しようという考え方が重要視されている（『海外社会保障研究』第141号参照）。その中で、行政の保有する資源と民間のインフォーマルな資源とを個々のケースに応じて最適かつ弾力的に調整給付していくコミュニティ・ケア・マネジメントの機能が重要視されている。要援護性問題を発見するための地域パトローリングも大切な手法となっている。わが国においても、政策の最前線では、昨年1月に一応のまとめをみた厚生労働省内の「低所得者の新たな生活支援システム検討プロジェクト」がイギリスと同様の考え方を取り入れている。また、実務の最前線では、社会福祉法人東北福祉会の「地域分散型サテライトケア」の試みはコミュニティ・ケア・マネジメントの第一歩として注目されている。

筆者は縁あって東北のある県の県史編纂にかかわり、戦後の総合開発計画史をまとめており、これとの関連で市町村の長期計画や高齢者保健福祉計画等も調べているが、過去20年ほどの間に行政計画のプロジェクト化、計量主義化が進んできており、どのような地域福祉社会を目指すのかという理念と長期ビジョンの創造が停滞してきていることに気づく。学術研究においても、1つの制度が合理的・効率的であることを暗黙の前提としたシステム制御的な技術論や経営効率主義的な小手先の議論が目立ってきていたが、このような社会行政計画の閉塞状況にあって、社会哲学を伴った将来針路の発見が学術研究の社会的使命として改めて問われる時代を迎えていたのではないか、と痛感するこの頃である。

(今回は東北学院大学教授 富士拳氏の推薦により、埼玉大学教授小笠原浩一氏に寄稿いただきました。)

学会だより

日本計画行政学会

## 第26回全国大会（仙台大会）のご案内

第26回全国大会は、2003年（平成15年）9月20日（土）、21日（日）の2日間にわたり、東北大学（仙台市）で開催されます。

昨年度から3年間の共通テーマである『パートナーシップと新しい計画行政』のもとで、本大会は『多様なパートナーシップと地域に根ざした計画行政』を仙台大会テーマといたしました。地域分権化を進め、公と私、異なる世代・地域・組織の間で相互の役割を分担・協力することで、産官学・NPO・NGOとの間で調和の取れた多様なチャンネルを通じてのパートナーシップの形成による安全で豊かな地域社会の形成を目指して参加者とともに研究発表・討議を行う予定です。多数の皆様のご参加をお待ちしています

### 【開催要領】

1. 日 時 平成15年9月20日（土）、21日（日）
2. 開 催 地 東北大学川内キャンパス（仙台市青葉区川内）
3. 仙台大会テーマ『多様なパートナーシップと地域に根ざした計画行政』

### 大会主旨

20世紀前半に生じた世界恐慌は行政介入の必要性を人々に強く認識させ、やがて社会资本や福祉の充実を政策目標とするようになった。しかし、その副作用として財政赤字は恒常化し、経済効率も失われていった。経済グローバル化の過程で市場の復権や規制緩和が進められたが、21世紀にふさわしいニューパラダイムを日本を含む主要国は見出せないでいる。

バブル後遺症に悩む日本の再生には地方活性化が不可欠となっているが、個性豊かな地域社会の創造には分権化社会に対応した「計画行政」が必要である。地方分権は単に公と私がそれぞれ個別に問題に対応したのではなく、問題解決へ近づくうえで限界がある。公と私、異なる世代・地域・組織の間で相互の役割を分担・協力し、産官学、NPO、NGOとの間で調和の取れた多様なチャンネルによるパートナーシップの形成はそのための一つの方途として十分に検討に値しよう。

本大会は仙台市で開催されるが、共通テーマである『パートナーシップと新しい計画行政』のもとで、仙台大会テーマを『多様なパートナーシップと地域に根ざした計画行政』とさせていただきます。ここでは、豊かな地域社会の構築という21世紀に求められる持続的発展を目指すため、差し迫った少子・高齢化時代の世代間・地域間で調和の取れたコミュニティー福祉・社会保障、道州制・市町村合併や、自然環境の豊かな東北という地域の優位性を生かした、食と農の健全な関係の追及、環境教育、コンパクトシティなどについて参加者とともに学会として考えていただきたい。

## プロ グ ラ ム

## 【第1日目】9月20日(土)

- 9:30-12:00 研究報告I  
 12:00-13:00 休憩・昼食  
 13:00-13:40 開会式・学会賞授与  
 13:45-14:25 大会記念講演  
     「宮城県知事 浅野史郎」  
 14:30-15:10 特別講演  
     「東京大学大学院経済学研究科教授 神野直彦」  
 15:20-17:20 シンポジウムA  
     『高齢社会の豊かな生活環境づくりー地域政策とパートナーシップ』(仮称)  
 17:30-18:00 総会  
 18:10-19:40 懇親会

## 【第2日目】9月21日(日)

- 9:00-11:30 研究報告II  
 11:30-12:30 休憩・昼食  
 12:30-14:30 シンポジウムB  
     『「食」の安全性と機能?ー食品行政に求められる計画と倫理』  
 14:35-17:15 研究報告III  
 17:15 閉会

## 第26回全国大会研究報告・ワークショップ企画公募のご案内

全国大会の研究報告セッションにおいて発表される論文およびワークショップの企画を以下の要領で募集します。奮ってご応募ください。

## 【研究報告の公募】

- 大会テーマ『多様なパートナーシップと地域社会に根ざした計画行政』

## ■研究報告セッション内容

上記大会テーマに沿った研究報告およびその他自由論題の研究報告を募集いたします。プログラム委員会を中心に、応募内容および応募件数に応じてセッション編成を行います。プログラム委員会では、概ね次のような項目に関わる研究報告を歓迎します。

パートナーシップ、民間主導、開発規制緩和、官民協働、NPO、NGO、戦略的総合計画、企業家意識、産業振興、域内資源有効活用、国家の役割、市場経済、グローバリゼーション、行政の効率化、少子高齢化問題、教育問題、医療・福祉、文化振興、地域計画、地域政策、高速交通体系、公共事業、PF1、政策評価、地方財政、地方分権、市町村合併、道州制、雇用問題、情報公開、合意形成、環境保全・アセスメント、国際交流、高度情報化社会、食と農、計画と倫理、その他( )

## ■申込締め切り 平成15年5月31日(土)

上記締切日までに、以下を明記して報告要旨をMicrosoft Wordで作成し、e-mailまたはFDを郵送してご応募ください。(FDは返却しません)

- ・論文タイトル
- ・上記が和文の場合には、同英文訳
- ・著者名、所属(複数の場合には発表者を明記)
- ・同上英文表記
- ・報告要旨(800字以内)
- ・対応責任者名、連絡先住所、TEL、FAX、e-mailアドレス等
- ・発表に際しての使用機器(例:OHP、パソコン)
- ・セッション編成参考のため、上記項目の中から関係あるものを3つ程度○で囲んでください。

## ■採否決定、レジメの提出

プログラム委員会の選考を経て決定し、応募者に通知します。採択された報告については、合わせてレジメの提出を求めます。(7月初旬の締め切りを予定)

## ■『計画行政』への投稿

報告内容に基づく上記学会誌への投稿を歓迎します。同誌の「研究論文執筆要綱」にしたがって投稿してください。

学会だより

### 【ワークショップ企画の公募】

■大会テーマに沿った企画またはその他自由企画を公募します。

■申込締め切り 平成 15 年 5 月 31 日(土)

上記締切日までに、企画書(テーマ、400 字以内の趣旨説明、責任者氏名、連絡先、主な参加予定者、発表に際しての使用機器)を Microsoft Word で作成し、e-mail または FD を郵送してご応募ください。(FD は返却しません)。プログラム委員会の選考を経て決定し、応募者に通知します。採択された企画については、合わせてレジメなどの提出を求めます。(7 月初旬の締め切りを予定)

### 【研究報告・ワークショップ企画公募の申込およびお問い合わせ先】

東北大学大学院農学研究科助教授 木谷 忍 (きたに しのぶ)

981-8555 仙台市青葉区堤通雨宮町 1-1

T E L 022-717-8669 F A X 022-717-8672

e -mail : skitani@mail.cc.tohoku.ac.jp

<http://www.agri.tohoku.ac.jp/agriecon/japanese/kankyo/~japa26/japa26.html>

### 【第 26 回全国大会(仙台大会)に関するお問い合わせ先】

日本計画行政学会第 26 回全国大会事務局

980-0804 仙台市青葉区大町二丁目 15-31 財団法人東北開発研究センター

T E L 022-222-3394 F A X 022-222-3357

e -mail : center@tohoku-drc.or.jp

## 特集

平成 14 年 12 月 6 日に東北開発研究センターとの共催により、福島 市においてセミナーを開催したものを収録したものです。

### ■講演【東京大学大学院経済学研究科教授 神野直彦氏】



### ■講演【せんだい・みやぎNPOセンター代表理事 加藤哲夫氏】



(文責: 事務局)

## 「地方分権と地方財政」

東京大学大学院教授 神野直彦

### 1. 地方分権を何のために進めるのか

改革は何のために行うのか、まずその目的を明確にすることが必要である。方法はその後である。

#### 地方分権は何のために行うのか

→ゆとりと豊かさを実感できる社会を実現するために分権を進める。

#### 改革を進める際に重要な点

→ゆっくり冷静に、目指すべき目的の全体像を明確に描きながら取り組むこと。

①日本はスピードばかりを求め、全体性を見失いがちな傾向がある。

万物は有機的につながっている。部分のみを変えようとすると無理が起こる。全体を有機的に動かさないと変わらない。

②日本人は仕事のために死ぬ。本当の目的を見失っている。

1998年に平均寿命が初めて自殺者によって下がり、その後3年連続して自殺者が年3万人を上回っている。日露戦争の戦死者が1万人、ベトナム戦争の戦死者が5万人あることを考えると、大きな数である。フランスの国会でことを話したら、「フランス人は生きるために仕事をしている。日本人は仕事のために死ぬのか？」と問いつめられた。日本人は生きる意味を見失っている。

### 2. 地方分権と民主主義

#### ■日本の民主主義の歴史的背景

日本で初めて普通選挙が行われた1928年、当時の2大政党の一つである政友会が、選挙ポスターに以下のような標語を掲げた。

「地方に財源をあたふれば、完全な発達は自然に来る

地方分権丈夫なものよ、ひとりあるきではってんす

中央集権は不自由なものよ、足をやせさしつえもらう」

日本の民主主義、普通選挙を生み出した大正デモクラシーは、1918年の米騒動に発するが、それは地方分権の歴史でもある。

1918年の米騒動による米価の高騰は地方財政の破綻を招いた。特に当時義務教育はすべて地方の仕事であったので、義務教育が破綻しかかった。そこで、政府は1918年に「市町村義務教育国庫負担法」を制定する。(これは、地方政府間の財政力格差是正機能を備えており、現在の交付税の走りとして位置づけられている)。三重県度会郡七保村の大瀬東作村長が、この義務教育国庫負担をより推進する運動を起こし、全国組織

を結成、それが全国町村会となって、1921年に第1回総会を開催することになる。第1回総会の決議は、①交付税を増額せよ、②地租と営業税を地方に移譲せよの2点を求めることがあった。その後町村会は「両税委譲運動」を展開していくとともに、大正デモクラシー運動を担っていった。

この両税委譲は、結局戦前には実現できなかったが、戦後地方財政制度の基礎となつた昭和24年のシャウプ勧告では、このデモクラシーの動きを見て両税委譲を求め、また、未熟な地方自治の完成を目指すという目的から、地方の財政力を強化させるための平衡交付金(現在の交付税の前身)の導入を勧告している。

### 3. 地方分権と地方財政

#### (1) 財政調整制度の意味

交付税などの財政調整制度は、地方財政の中央への依存として語られることが多い。だが、財政調整制度が始まったのは、最も民主主義的国家として賛美されているワイメール共和国における1920年のエルツベルガーの改革である。財政調整制度を「ポービツの議論」から説明したい。

財政調整制度には、水平的財政調整と、垂直的財政調整がある。

- ・垂直的財政調整；国と地方自治体との財政調整(=中央政府と地方自治体にどのような行政任務を割り当て、どのような租税と国税を地方税に割り当てるのか)
- ・水平的財政調整；自治体間の財政力格差を調整

垂直的財政調整で中央政府に任務を多く割り当てれば水平的財政調整の役割は小さくなる。一方、地方自治体に任務を多く割り当てれば水平的財政調整の必要性も大きくなる。分権が進めば、水平的財政調整の必要性が増すのである。

#### (2) 地方分権は何が問題か

「ゆとりと豊かさを実感できる社会(多様なサービスのある豊かさのある社会)」を目指して地方分権を進めるときに何が問題となるのだろうか。

##### ①決定権は依然として国にある

全国一律の公共サービスを招いている理由の一つに機関委任事務の存在がある。これは、機関委任事務が法定委託事務となったことで、国は地方自治体に対して、通達や電話で動かすことができなくなった。だが、国が自治事務に対し法令で事細かに定めれば、地方は自由にすることができない。今は、やっと壁を崩すことができたもののまだ柱は残っているという状態である。

##### ②行政任務と、課税権が非対応

現在、行政任務が地方：国=7：3であるのに対し、課税権が地方：国=3：7の状態である。地方分権推進委員会では、決定と執行についてはバランス調整を実行してきたが、未だ執行と税源について実行していない。

地方分権推進委員会の第2次勧告では、税源移譲を記載しなかつた。だが、地方分権

推進委員会が解散に際して発表した「諸井報告」では、行政任務における自己決定の拡大とともに行政任務に対応した課税権（自己責任）の設定が必要であるとし、国税から地方税への税源委譲を求めるなどを明示した。

税源委譲すれば地方間の格差が生じることが考えられる。だが本来、所得再配分は中央政府の任務、生活サービスの提供が地方自治体の任務であると考えると、現在の様に地方税を5%、10%、13%と累進的に課税する必要はない。地方税は地域住民の所得に比例的に課税することで十分である。比例税率ならば、課税力の地域間格差は拡大することはない。

#### 4. 世界における地方分権の潮流

ヨーロッパでは、1980年代にグローバル化、ボーダレス化が進んだ影響で、国民国家の役割が小さくなり、超国民国家＜EU＞化を目指すと同時にこれまで国家が担ってきた任務を地方へ移すようになってきている。

**ヨーロッパ地方自治憲章（1985年）** 34カ国が批准。

**世界地方自治憲章（2001年11月）**

国連がとりまとめたが、アメリカが、連邦政府は州政府と自治体の関係には関わらないという理由から、また中国が我が国には地方自治という概念はないと言う理由で、真っ向から反対したため、認められなかった。

この2つの憲章は、補完性および近接性の原理（個人でできないことは家族で、家族でできないことは地域で、地域でできないことは国家で）と、財政調整制度の仕組みをもうけ脆弱な自治体を保護することの2点を宣言している。

現在の日本は地方自治体が独自課税を行う方向にあるが、世界の潮流はむしろ、国と地方のバランスを調整することにある。

#### 5. ゆとりと豊かさを求めて—地方分権が目指す道—

##### (1) 財政の自己決定がもたらすもの

###### ・本末転倒な日本

例) 国鉄がJRになつたら、安全運行にかけていた経費が削減され周辺業務が多くなり、JRにつとめても、「ぼっぼや」というように鉄道マンとしての仕事に誇りを持つことができる部分で働く人が少なくなった。同じようなことがいたるところで起こっている。

###### ・自己決定権があるスエーデンはどうか

###### ・バリアフリーではなく、ユニバーサルデザイン

駅にはエレベーター、エスカレーター、階段の3点セットが義務づけられている。

エスカレーターは、日本のように登りだけ若者を向いたのではなく、高齢者の使い勝手を考えて、下向きにもなるものをつけている。また、すべて乳母車で行ける町づくりをしている。

##### ・エネルギー

一律して発電するのではなく、電灯などはコミュニティごとにまかなうなど、場合や方法、利用目的ごとに、バイオマス、水力、風力などを使い分けている。それをコミュニティで決めている。

##### (2) 公共という概念がない日本

日本には公共という概念がない。

・世界で初めて公園を作ったのはゲーテである。「美しい庭園をすべての構成員に。そしてすべての学術、すべての美術をすべての構成員に」という考え方（=パブリック）に基づいている。日本は真っ先に博物館を独立行政法人化してしまったが、欧米ではパブリックの考えがはっきりしており、PFIがあれほど進んだイギリスにおいても、大英博物館は国営であり入場無料である。

・「道」は、「交流する場・人と人が出会う場」である。欧米では、必ず道と道の結節点に広場があり、カフェなどがあり、車は「交流」を犯さない範囲で進入を許されるのが原則となっている。一方、日本ではすべてが車優先で考えられている。

・地方議員が給料をもらっているのは日本ぐらいである。ほかの国では、議員に給料を与えるならば、「公共のために働いているのに侮辱しているのか」と怒られる。等

##### (3) 分権型社会への道筋

人間の欲望には2種類ある。①必要不可欠なニーズと、②無限にふくらむ欲望である。①は、無料で供給すべきことであり、家族、コミュニティ、政府がやるべき仕事である。一方、②は市場原理に任せて民でやればよい。分権型社会とは、この①と②を自分たちで判断する社会である。

###### ・コムーン地区委員会

スエーデンでは、コムーン（自然村的共同体）を基礎として、誰が何をやるのが自分たちで決めている。ゴミ処理など基礎自治体でできない部分については、都市共同体として、議会を設けて公益でやる。だから合併という概念がない。

###### ・スエーデンの自分たちで公を考える教育

スエーデンの学校の教科書では、具体的な事例をとりあげ、公共サービスについて、すべてを公共に行うべきこと、部分的に公共で行うべきこと、民間で行うべきことを、自分たちで考え判断させている。

以上

## 「新しい市民社会づくりとパートナーシップの形成」

せんだい・みやぎ NPO センター 代表理事 加藤哲夫

NPO に関する最近の見方としては、①行政は非効率だから NPO に仕事をまかそう。②市民が現場から地域を考え、自治体と市民がともに考え方を変えていく。の 2 つの視点がある。②の「ともに現場の経験から地域をかえ行動していきたい」のほうで考えていきたいと思っている。

### 1. なぜ行政・企業に対する風当たりが強くなっているのか？

○今の日本はシロアリに蝕まれた家のような状態である。最近の様々な不祥事は、氷山の一角であって、これまで蓄積されてきたものが社会のルールが変わるに従い暴露され始めたものである。

○今の組織は、そこで働く人々に生きる意味を提供していない。環境のために働きたいと、コンサルで植生調査をしていた若者たちが NPO を訪ねてくることがある。仕事では貴重な植生を発見してもそれをクライアントに報告してはいけない。コンサルではそれが仕事であるから。これまでの世代は「それが仕事だ。社会だ」と割り切るのが大人であるといわれてきたが、今の若者たちにはそれが通用しない。これが日本近代化 100 年の結果である。

○NPO は目的を掲げそのために仕事をすることに特徴的である。若者たちに仕事の意味を提供できない企業に対し、この NPO のミッション性は、生きる意味の全体性を社会に突きつけた。これが、NPO の果たした社会的役割である。自分のことが見えていない日本の談合型社会に対し、他者を写す鏡となって社会に登場した。

○仕事の意味を提供できない社会の末路とはなにか。それは社会のビジョンがない、すなわち子供たちが方向を見失う社会である。

○今、人々は何を求めているのか。それは、「不安」である。今の社会は金で買えるものはすべて買ったのが現状である。人々の「真のニーズ」に答えていない。12 年前のバブル絶頂期、秋田県鷹巣町の町長が、福祉のまちづくりを公約に掲げて当選した。安心して子育てできる環境、安心な老後はデパートには売っていない。鷹巣町では行政単独ではできないと、ワーキング方式を活用した住民参加のまちづくりをおこなってきた。

### 2. NPO は民主主義の学校

○近代教育の歴史は、地域の崩壊の歴史である。子供自身、地域・親と子、がすべて教育の役割を果たしている。だが教育の権限は教育委員会や先生が握り地域には権限がない。

○人の参加を保証する社会がイギリスであれば、日本は参加を諦めている社会である。選挙率の低さが物語っている。このままではいつまでたっても地方自治体に財源はこない。

○市民の意識が変わらなければならない。そんななかで、NPO は、民主主義の学校の役割を果たしている。

○日本の市民活動は、この失われた十年の間に大きく変化した。福祉のボランティアから発生した仕事のなかには、福祉保険に認められる仕事がいっぱいある。これは、実際に親の介護などをして苦しんだ女性たちが、「同じ苦しみを同じ女性たちに味わせたくない」という思いから始まった。そしてそれが制度につながったのである。NPO は文句をつけるだけではない。新しいサービスを提供してきている。

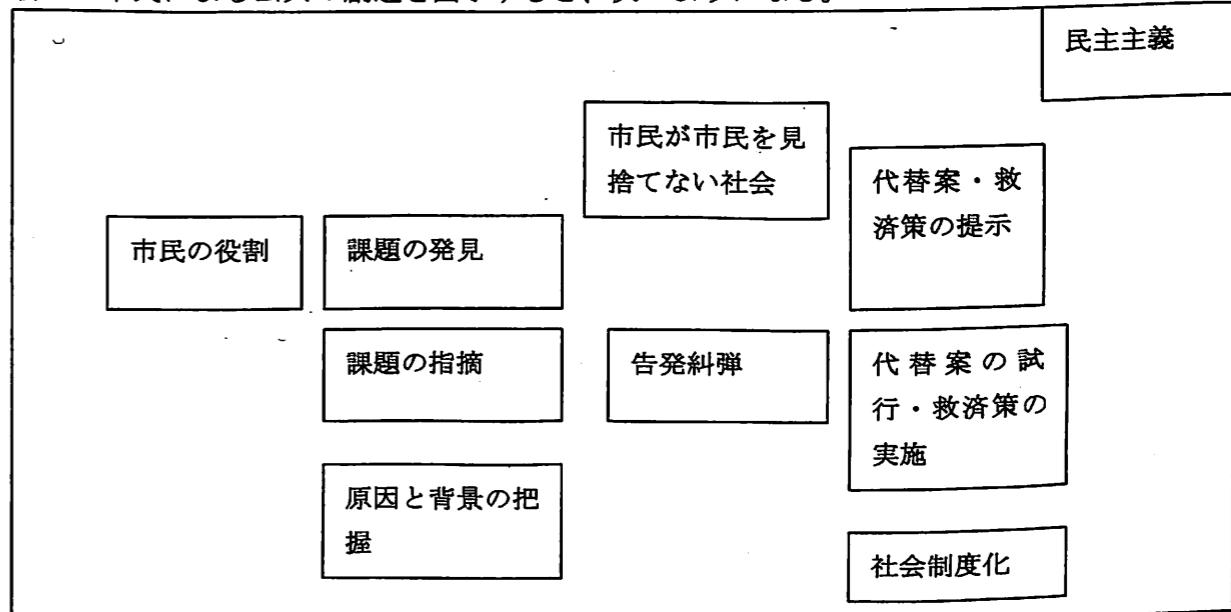
### 3. 「日本型システム」の崩壊と、新しい市民による公共の創造

○これまでの 100 年間、日本の公共という分野は、役所が 100% 独占してきた。それ故、これまでの社会は、自分の利益が社会の利益にコミットできないいびつな社会を作り出してきた。

○新しい市民による公共の創造。すなわち市民の側から立ち上げていかないと分権はあり得ないのである。

○そうしたなかで、河川法や地域福祉計画で市民の参加を義務づけるなど原則が変わっている。力もなくノウハウもない住民が力をつけてきた。

新しい市民による公共の創造を図示すると、次のようになる。



#### 4. これからの公共のあり方

○行政職員は3年おきに仕事が変わらないわば素人である。一方、NPOは専門性を兼ね備えている。お互いに相談しながらやっていく。行政の人々は、手段ではなく、ともに、大きな社会ビジョンをつくるために、深くNPO、市民活動の領域で起きていることを学ぶべきであろう。NPOには、行政ではない当事者性がある。当事者自身が当事者を支える。

ただ現状では、NPOはスポットライトを浴びたときの振る舞いが未熟である。

○インドの首相が語った言葉がある。「子供たちの目が輝いている時は大丈夫」子供が欲望を持つことを社会が肯定している。一方日本の子供たちは「努力したら社会はこたえてくれるの?」と私たちに問いかけている。

○不可能なことにチャレンジするひとをソーシャルアントレプレナーと呼ぶ。どんな組織の中にも、そういう人が出でればよい。そういう人を支えることで、点から線、面と広がり社会を根底から変えることができる。社会が変わる。

以上

#### 支部活動だより

### 日本計画行政学会東北支部活動リポート

#### ■平成14年度活動報告

##### 1. 支部セミナーの開催（第80回東北開発セミナーへの共催）

日 時 平成14年12月6日（金）13：15～16：30

場 所 ホテル福島グリーンパレス（福島市太田町13-53）

参加者 184名

##### <プログラム>

###### [講演] 1. 「地方分権と地方財政」

講師：東京大学大学院経済学部

神野直彦教授

###### 2. 「新しい市民社会づくりとパートナーシップの形成」

講師：せんだい・みやぎNPOセンター代表理事

加藤哲夫 氏

#### ■第26回全国大会準備関係について

##### 1. 第4回推進委員会・幹事会

日 時 平成14年5月23日（木）18：00～20：00

出席者 12名

議 事 • 全体推進会議

• プログラム案、大会役員組織案について

• 大会案内と協賛先訪問計画について

##### 2. 第1回プログラム部会

日 時 平成6月15日（木）18：00～20：00

出席者 5名

議 事 • 全国大会主旨およびプログラムについて

##### 3. 第1回組織部会

日 時 平成14年7月17日（水）18：00～20：00

出席者 12名

議 事 • 大会案内と協賛先訪問計画・分担

##### 4. 協賛金依頼訪問

訪問期間 平成14年7月22日～10月2日

訪問者 2～3名

訪問個所 東北6県、仙台市、各企業・団体

##### 5. 大会役員要請 宮城県知事、仙台市長ほか各種団体

訪問者 各2名

##### 6. 第5回準備推進委員会

日 時 平成14年10月3日（水）18：00～21：00

出席者 15名

議 事 • 第25回大会の報告と今後のスケジュールの策定・活動について

## 支部活動だより

### 7. 第2回プログラム部会

日 時 平成14年11月28日 (木) 18:00~20:00

出席者 9名

- 議 事
- ・第26回全国大会の会員配布用大会案内について
  - ・研究報告・ワークショップ企画公募の案内について
  - ・各支部へのプログラム委員推薦依頼について

### 8. プログラム部会代表者打合せ会

日 時 平成15年1月10日 (金) 16:30~19:00

出席者 6名

- 議 事
- ・大会主旨(案)の作成について
  - ・研究報告セッション内容の検討について

### 9. 第3回プログラム委員会

日 時 平成15年1月23日 (木) 18:00~20:30

出席者 11名

- 議 事
- (1) 第26回大会のご案内について
    - ・大会主旨について
    - ・プログラムについて
    - ・シンポジウムA・Bについて
  - (2) 研究報告・ワークショップ企画公募のご案内
  - (3) ホームページの開設について
  - (4) 大会会場について

#### ■本年度会員の加入状況について

退会1名、年度末会員在籍会員より1名減の 62名、

以下、学生会員 7名、機関会員 10機関、特別会員 2機関となった。

## 東北支部会員入退会状況

(平成14年4月より平成15年2月)

### [新会員]

なし

### [退会申し出]

氏 名	所 属	推 薦 者
大沢 泉	八戸大学商学部	佐々木伯朗研究室
新嶋 明	東北大	佐々木伯朗研究室
山口 岳穂	東北大	佐々木伯朗研究室

(敬称略)

## 事務局から

### 編集後記

既にご案内のとおり、今年9月には東北支部の責任において第26回全国大会が仙台市で開催される。1985年(第8回、大会テーマ「次世代に向けて」)、1995年(第18回、大会テーマ「創造と持続的発展のための資源政策」)に続く3回目の全国大会を担当することになる。鴨池支部長を中心に推進委員会が構成され、予算、会場、プログラム、大会役員等を約1年にわたり検討してきたが、東北支部が提出した大会原案は2月13日の本部役員会で了承され、いよいよ具体的な作業が開始される運びとなった。

ここでプログラムのみに言及しておくと、特別講演をお願いした神野先生は財政学の立場から地域社会の再生を展望された後に、関田先生が世話役のコミュニティ福祉に関する政策シンポジウムにも参加して頂く予定である。長谷部、木谷先生が世話役の食の安全性に関するシンポジウムには、食品のトレーサビリティを研究している農業経済学の東京大学中嶋先生を中心に構成される。

東北支部の会員諸氏におかれでは、仙台大会のテーマ「多様なパートナーシップと地域社会に根ざした計画行政」を念頭に、研究報告、ワークショップ企画に積極的に参加されることをお願いしたい。デフレ時代相応の経費を抑制した大会運営になると思うが、東北地方で開催して良かったと評価される第26回大会にするためには、支部メンバーのご協力が不可欠であることは言うまでもない。

(工藤啓)

### ■「東北支部だより」の発行について

次回の「支部だより NO.26」の巻頭論文・研究報告は、今回執筆いただきました小笠原浩一氏より推薦していただきますので、推薦された方は事務局と連携し寄稿くださるようお願いいたします。(原稿用紙400字詰6枚程度)

なお、「東北支部だより NO. 26」の発行は平成15年8月頃を予定しております。

「東北支部だより NO.25」の発行が、日本計画行政学会第26回全国大会諸準備のため、遅れたことを事務局として深くお詫び申しあげます。

日本計画行政学会  
東 北 支 部

〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目15-29  
財団法人 東北開発研究センター 気付  
TEL022-222-3394 FAX022-222-3357  
「支部だより」編集責任者 工藤 啓  
事務局 武井 隆  
西川 信義